第3回松阪市子ども発達総合支援施設運営あり方等検討委員会 議事録

日時: 平成 26 年 11 月 13 日(木)午後 1 時 30 分~3 時 30 分

場所:松阪市議会 第3・4委員会室

出席者:上田美菜、亀井美香、松本亜由美、八田久子、野田倫子、山下亨、佐藤祐司、中川義文、堤康雄、北川恵一、中出繁、山敷敬純、(設計業者) ㈱サードパーティ

事務局:南野忠夫、中田順也、西嶋秀喜、青木覚司、林徹、水本恵美、田中孝 子、梶辰輔

傍聴者:1名

【事項】

- 1. あいさつ
- 2. 会議の公開について
- 3. 議事
- (1) 松阪市子ども発達総合支援施設設計(案)の説明
- (2) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針 (ガイドライン) について
- (3) 施設視察について

第2回 視察 (案)

視察日: 平成 26 年 12 月 18 日(木)

視察先:東大阪市療育センター及び門真市立児童発達支援センター

- 4. その他
- (1) 次回検討委員会の日程について

日時: 平成 27 年 1月 22日(木) 13時 30分~15時 30分(予定)

場所:松阪市役所 5階 右側第1第2会議室

【内容】

- 1. あいさつ(子ども発達総合支援施設統括マネージャーよりあいさつ)
- 2. 会議の公開について(事務局より説明)
- 3. 議事
- (1) 松阪市子ども発達総合支援施設設計(案)

≪委員長:あいさつ≫

皆さん、改めましてこんにちは。今日はまずお詫びからさせていただきたい と思います。前回の第2回委員会を欠席しましたこと申し訳ありませんでした。 以後このような事がないようにしてまいりますのでよろしくお願いいたしま す。では事項書に沿って議事を進めてまいります。

≪事務局:松阪市子ども発達総合支援施設設計(案)の概要説明≫

設計業者より概要説明

委員長:何かご質問はございますか。

ないようなので、お手元の資料に従って設計を進めさせていただくということで確定をさせていただきます。

それでは私のほうから質問をさせていただきます。そもそも下駄箱問題と呼んでいた件ですが、現在のプランですとエントランスを入ったらすべて上足(下足は下駄箱にしまってしまう)という設計になっています。車椅子の場合は、何らかの方法で綺麗にしてそれぞれの部屋(訓練室とか療育室とか)へアクセスすることになっています。一方で、廊下等については下足を許す形にする(つまり車椅子の子どもはそのまま部屋の前まで入っていく)運用がいいのではないか、という意見もあったかと思います。これは結構大きな問題ですので、今この段階でいずれの方法でいくのか、ご意見を集約して確定をしたいと思います。この点については、設計に大きく関係をするとは思えませんが、運用上大きな問題ですので、意見をいただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員:私もその点につきましては、以前質問をさせていただきました。その時事務局から、廊下で子どもが寝そべって遊べるよう、上足ではなく裸足との説明がありました。事務局のお考えということで黙ってしまったのですが・・。その裸足ということが気になっています。車椅子はここで洗って上がっていくのですが、トイレの中まで車椅子は行きますので、廊下が裸足という事に今もひっかかっているのです。他の人がそれでもいいといわれるのであれば仕方がないと思いますが、私はそう思っています。

委員長:今の段階では、上足といいますか裸足が前提となっていますが、それを一切変えてはいけないということはありません。実際に使っている状況を想定した上で決めていけばいいと思います。一方で、事務局の原案としては、寝そべって遊べる、中と外を完全に分けるという考えで進めてきたわけですが、事務局のほうから補足説明があればお願いします。

事務局:衛生上を維持して裸足でもできるように(安全を確保しながらの話ですが)したいと考えています。基本的にトイレにはトイレ用のスリッパで入っていくというイメージです。車椅子の場合は当然そのまま多目的に入っていくことになると思います。そういう意味で、下足でそのまま上げないということが基本的に大原則という考え方をさせてもらっていますので、ただ、もう少し衛生上良くして、裸足で怪我のない限りは伸び伸びしてもらいたいと思っています。想定はかなり厳しいものですが、あるかないかは別として、例えば起立歩

行が出来ない子が、この施設内で安心して廊下を自分の力で移動していける機会を設けられたらいいなと、当初から考えておりましたし、安全に衛生的にということが出発点にありましたので、事務局としては、そういう意味で「裸足で」とよく分かる表現をさせてもらったつもりです。

委員:上足ということは考えられないのでしょうか。外から履いてきた靴と中 の靴を履き替えるということはなく、裸足なのでしょうか。

事務局:これは、完全に運用上の話だと考えています。確か以前の会議で、上足に履き替える訓練も必要ですよね、という考えがあったかと思います。このことは、開設するまでの間に考えたほうがいいのかなと思っていますが、なかなか時間は取りにくいと思います。要するに、そういう練習する時間が必要だという事、それから、館全体としては、どのような状態でも安全で衛生的にしたいという事、そこには当然車椅子も入ってきます。ひっくり返して言いますと、常に衛生的にしなければならないという義務が発生してくるわけです。それは、運用上の管理の仕方になってくると思います。上足については、これからの審議の中で、もう少し時間をいただいて考えていけばいいのかと思います。この後に基本指針の審議もありますので、これを参考にしながらその点も含めて考えていけばいいと思います。色んなご意見あるかと思いますのでよろしくお願い致します。

委員:右側のエリアですと上足下足は考えられると思いますが、療育センターエリア(小さい子)を考えると、まだ歩けない子も多いので、上足下足ではなく裸足のほうがいいのではないかと思います。基本的に衛生には気をつけてもらわなければならないという事になってくると思いますが、そうしてもらえるのであれば裸足がいいのではないかと思います。(特に児童発達支援エリア)

委員長:保護者の方、ご意見どうですか。○○委員いかがですか。

委員:小さい子どもの場合(多分今度から肢体不自由の子どももそうですが)、発達の気になる子どものほうが利用の頻度は増えてくると思います。保育園や幼稚園ではどうしているかというと、ほとんど上履きは履かないと思います (特に保育園)。その子達にそこで履き替えるという二度手間をさせる事は、結構時間がかかります。それは訓練になりにくいものですし、またそこに来るのを嫌がる原因になってくると困ります。靴を脱ぐという事はしたとしても、そこで上靴に履き替えるという事に関しては、保育園と横並びにするほうがいいのではないかと思います。車椅子の子どもも、基本的には外出する時には靴を履いてきます。そこで脱ぐという動作には入ってきますので、そこらぐらいまででいいのではないかと思います。先ほど〇〇委員が言われましたように、そこで衛生面がどこまで確保されるのかということがありますが、支援学校でもそれなりに衛生面の事は考えているようですから、そのへんも参考にされると

いいのではないかと思います。他の療育センターはほとんど裸足です。履いていません。

- 委員長:これまでのところ、他の学びの所との関係も含めて、内と外をしっかり分ける、裸足でという意見が多いように思います。今設計段階で、下足箱の有様ですとか、車椅子の置き場所とかは図面になっておりますので、このまま進めていこうかという事になりますが、それでよろしいでしょうか。
- 委員:療育センターに重きを置いて、そういう事になっているのであれば、私はいいと思います。本当は、館内上足下足と分けないで、下足のままでずっと廊下を行き来して、中に入る時に裸足になるとずっと思っていましたので、そこら辺が分からなくなっていたところです。○○委員や○○委員の話を聞かせてもらうと、療育センターの性質上裸足のほうがいいのではないか、というご意見ですから、それはそれでいいと思います。
- 委員:ご意見がないようでしたら、中と外を分ける、基本的には裸足でいく、 上足については運用上の問題ですから特にこの場で決めず後で考えるとし、原 案通りにさせていただく、そういう事にさせていただきます。
 - (2) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針 (ガイドライン) について

≪事務局:松阪市発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン) の概要説明≫ 療育センター所長より概要説明

- 委員長:これに関しましては、前回委員会で骨子案が出されておりまして、それをベースに現場からの視点も加えて詳細につめていただいたということです。大きく変わった点としまして、まず定員ですが、20 名(児童発達支援)と10名(放課後等ディサービス)が30名と10名にすると明確にしたこと、それから各サービスの提供対象の児童を明確にしたということ、それから医療との連携や介護者の負担軽減、(7)障がい児地域ディサービス事業のサービス内容が若干縮小されていることが大きく変化したところです。文言の訂正については、後日きちんとしたものを出していただきますので、骨子案から大きく変わった点につきましてご意見をいただければと思います。それにつきまして、設計業者の方に来ていただいていますので、いつ、どの程度の規模で拡大するのか(或いは縮小するのかわかりませんが)、定員は30名と10名でいくということですが、この人数に対する妥当性とか、拡張のし易さし難さとか、設計を担当された方としてはどのようにお考えでしょうか。
- 設計業者:まず拡張について、この敷地内で拡張するということは難しいので、 例えば、敷地外の一般駐車場(これはプロポーザルでも盛り込んでいる内容で すが)に同じような形式で増築をしていくは充分可能であると思います。そう

いう形にしたとしてもとってつけたような形にはならず、町並みのような建築になると思います。縮小に関しましても、(これもプロポーザルに盛り込んでいる内容ですが)我々の設計(町並みのような建築)がそれぞれ独立をしている造りになっていますので、必要でなくなった建物を減築することになったとしてもコストがかからないようにすることは可能です。

委員長:定員に関してはどうでしょうか。

設計業者:30 名に関しては、療育室(3)の中央に点線が引いてありますが、そこで仕切れるようになっていますので、そこを二つに仕切って10名、10名に、他に二つ部屋がありますので40名にすることは可能です。

委員長:前回の委員会の翌日の某新聞に「20人は全く不十分」という記事が掲 載されましたが、そのあたりもきちんと30名、10名と明記されました。こ の点も含めてご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 委員:ガイドラインを聞かせていただいて、この施設が療育をする目的の施設 だという事は分かりましたが(これは皆さんすでに頭の中で確認をされてい るのかもわかりませんが)、何のために療育をするのか教えていただきたいと 思います。それから定員規模ですが、確かに全く少ないのですが、これにつ いて、利用期間の明示がないと思います。20人、30人毎年受け入れ、これを エンドレスに受け入れ続けると、相当な数になってくることは明らかです。 発達支援について、利用期間や何の目的で療育を利用するのかがはっきりす ると、期間はおのずと決まってくるし、定員が30人いても対応していけると 思います。発達障がいの子どもでも重度の子どもであれば問題は残るわけで す。そういった子どももずっと利用してもらうという事ではなく、必要な時 期に必要な期間利用してもらい、全体で途切れなく(この施設にそういう役割 があるかどうかは分かりませんが)、ケースとしては進捗管理をしていきなが ら、療育は一定期間(年代に応じて)利用していくという形を、また発達の気に なる子どもには、気になるのが一時期という場合もあって、その時期に計画 的に利用してもらう事が考えられる場合は、そういうことを考えていくと解 決に繋がっていくのではないかと思います。何のために療育をするのかとい うことは大切な事だと思います。先ほどの上足下足の問題も、何のために利 用するのかということがはっきりしてくるとどちらかに決めればいいわけで す。それから保育園等訪問事業のところで、地域の保育園・幼稚園、学校の 先生を支援していくということですが、具体的な方策、どんな風に相談支援 をしていくのか、具体的な方法を教えていただきたいと思います。

委員長:確認をさせてください。2 点目は訪問支援についてですか、相談支援 についてですか。

委員:どちらでもいいです。

委員長:療育センターの目的と通所児童の利用期間に関するご質問(ひいては定員にも関係してくる質問)、訪問支援・相談支援について、具体的にどんな事業を考えているのかという質問がありました。これについて、事務局はいかがお考えでしょうか。

事務局:通所される保護者や子どもによっても違ってくると思います。母子通 所ということで、まずお母さんと子どもの母子関係を上手く作っていきたい と思っています。0~3歳くらいまでは、子どもに対するお母さんの想いもあ ります。基本的には日常の生活動作をしっかりと身につけていただきたいと いうことが一点あります。特に頻繁に通所される親子にはそのあたりをしっ かりと身につけていただきたい。歯を磨いて、トイレにいって、ご飯を食べ て、服を着替えて、靴を履いてとかの日常生活の動作や移動の仕方も含めて やっていきたい。3点目としまして、集団(保育園や幼稚園等)に向けて、集団 の中で過ごしていく方法をお母さん、子どもと一緒に方向性を見出せたらな と思っています。大きな集団生活に向けての小集団としての入り口として、 訓練ができたらということが3点目です。0~3歳までの子どもに対して私ど もが感じているところです。これより上の3、4、5歳で登録している子ども については、どちらかというと訓練がメインで保育園や幼稚園に行っている 子どもが多くなります。子どもによっても違いますが、保育園や幼稚園に行 っている子どもは、言語訓練とか、日常生活でも不得意とするところを補う 或いは得意とするところを伸ばす訓練とかをする形で来ていただいている方 がメインで、どちらかというと訓練に特化した形での通所が多くなります。 そういったところが療育の目的になってきます。利用期間の明示がない通所 の現状ですが、登録人数は松阪市の療育センターでは 71人です。その内で 日々通所されている子どもは10人前後で、多い時で18人くらいです。定員 の20人に達していない状況です。個別療育を受けたい方は、民間の療育受け ている所へ、親子分離を希望されている方はそういった所へと様々な事業所 の利用の仕方をされていますので、利用期間については、お母さんとの話し 合いの中で、相談事業所とセンター職員が話し合いをさせていただく中で、 どの程度の利用がいいのか決めていただいているのが現状です。お母さんの 想いに添った形で、より子どもにとって良い方向にいくよう担当者で話し合 いをしながら進めています。それから、訪問支援事業についての具体的な方 法について、今も保育園等には時々訪問をさせていただいているところなの ですが、具体的な方法は子どもによっても違ってきます。松阪市には常勤の PT、OT、STがおりませんが、そういう方に来ていただいた時には、子ども に応じた対応の仕方を専門の訓練士と保育士が一緒に訪問をして、具体的な 指導ができたらいいなと考えています。また、三重県においてもCLMとか 取り組んでみえますがそれらも含めて検討していきたいと考えています。

委員:日常生活の動作の指導であるとか、社会性(集団)の問題であるとかにアプ ローチするということは理解出来ます。ただ、何のためにするのかというと ころはきけなかったのですが・・。3歳以前の子どもに向けては就園前、3歳 以上の子どもは就学に向けたスキルアップの訓練なり療育と理解しました。3 ~5 歳の子どもは入園してからの集団行動や日常生活動作の問題点へのアプ ローチをされるのだろうと思っています。もう少し大きい年齢の発達支援に ついても、この辺のアプローチが中心になってくるのだろうと思っています。 多分色々やりだすときりがないので、期間を決めて計画的に取り組んでいた だくと効果的だと思います。それから、母子関係については非常に難しいと 思います。保健師も関わっていると思いますので、保健師のスキルを生かし てもらいながらやっていく事も必要であると思います。あと、相談の方法に ついて少し触れていただきましたが、三重県の子ども局でCLMと個別の支 援計画を普及していくという取り組みをしています。それはそもそもあすな ろ学園がやり始めた事なのですが、相談に行くとあれこれいっぱい問題点が 出てきて、子どもが何について取り組んだらいいのか定まらないという事が あります。目指す子どもだけを指導していくと、実は周りの子どもにも困り 感がある事が見えてきて、クラス全体で取り組んでいただかなければならな い事に気がついたりだとか、相談に行って問題解決して帰ってくるけれども3 ヵ月後に会うと又同じ事でつまずいていたりだとかいうことが、よくありま す。そういう事に陥らない為に、CLMと個別支援計画というツールを使っ て、巡回相談をさせてもらうと効率的だという事で進めさせてもらっていま す。今タイムリーに指導させてもらったり巡回をさせてもらったりしていま すので、是非そこらへんも活用してもらいたい。最初は面倒くさいと思われ るようですが、慣れていくと結構誰でも同じようにやっていけるようなパッ ケージになってるので、これも使っていただければと思います。

委員長:先ほどまだわからないと言われたアウトカムについてですが、色んな 形体があると思いますので、何を目標にするかは書きにくいと思いますが、先 ほど、具体的にこういうことを目的として施設を運営していくんだという回答 が事務局からありましたが、ガイドラインのどこかにそれを盛り込むべきだと お思いでしょうか。

委員:入れるべきだと思います。療育をするための施設という事は分かりましたが、何のためにするのかという事をはっきりしないと、すべてにおいて議論が定まらないと思います。先ほどの上足下足も同じ事だと思います。何の為かということがはっきりしていれば結論は出やすいと思います。そこが決まっていれば、実際に現場の保育士とかは具体的な事が考えていけますので、

何のためにという事は大事な事だと思います。しっかりと盛り込んでいただきたいと思います。それから、松阪市の子どもの育ちの部分で、ここはどういう役割を果たすのかという(先ほど言わせてもらいましたが)、そういう事を生かしながら、子ども達の自立の為に幼稚園や保育園を支援しながら、子ども達が療育センターで出来る事を地域でも家庭でも出来るような成長を支えていく施設にするのだと、しっかりと盛り込んで欲しいと思います。

委員長:今のご意見に対して特に反対意見もないと思いますので、どこかは別にして、このガイドラインに先ほど回答していただいた内容を盛り込むように 事務局にはお願いをしたいと思います。

委員: 骨子案の時には、児童の発達支援の営業時間は9時から4時ということになっていたと思いますが、9時から2時に変わったのはどうしてかという事と、今現在松阪では71人の子どもが登録されているという事ですが、その中で単独(ここにしか通所していない)の子どもと、併用利用(保育園等に通園している)の子どもがどれくらいいるのか教えてください。

事務局:23 名の方が療育センターだけに通所されていて、48 名の方が併用利 用されています。時間については、基本指針を考えていく中で、基本的には 開館時間内であろうとおさえさせてもらっていました。という事は、サービ ス提供時間はどこでも9時から始まって4時か5時かくらいだと思います。 放課後等ディサービスはそれから 1 時間はずれていくだろうという実態を把 握しています。児童発達支援事業は、主に午前中で終了する子どもが多いと いうことが先ほども話に出ていたと思います。前回の会議の中では昼寝の時 間も入れると2時3時くらいになるであろうということ、津の療育センター は確かこうであったと思います。そういう意味で考えまして、原則的には、 朝 9 時くらいからお母さん達が子どもを連れて集まってくるであろう、お昼 ご飯までに終わるお母さんもいれば、ちょっとお休みをして帰られるお母さ んは2時頃になるであろう、という設定をして、9時から2時としました。2 時というと、小学校では午後の最初の授業が終わる頃だと思います。地域の 小学校を考えると午後2時から始めると大体4時から5時になるであろうと 設定をしました。長期休業期間も平日と同じ扱いですから、9 時~4 時と設定 しています。いずれも「原則」という言葉をつけました。これは、申し訳あ りませんが、柔軟に対応しないとやっていけないであろうと思われるからで す。それから、それぞれ家族がありそれぞれの事情によっては少し延長して 欲しいということもあるかもわかりません。本当は預かりは出来ないのです が、家庭事情も充分組んでいける施設でありたいと思って設定しています。 ただ、長期休業期間は職員に最も大きな負担をかけると思います。40人の子 どもが(親も入れるとマックス 70 人が)この施設に滞在する事になりますが、

療育の目的を充分加味していかなければならないと思っているところです。

委員:内容は一応わかりました。例えば小学校が 2 時に終わるとすると、子ど もが実際に来るとなると 3 時頃と思ったほうがいいと思います。それから、 単独利用の子どものことで先ほど津の話がでましたが、津は今お昼寝をして います。どうしてお昼ねをしているのかというと、津は無料だからです(使用 料が要りません)。お母さん達に聞くと、お金を払ってまで昼寝をさせて欲し くないと言われます。これは何処の施設でも同じですが、昼寝はまず考えな いということになります。単独通園ですと大体 10 時から 2 時の間を、いかに 時間を延ばしたり縮めたりするかということになると思います。3歳児、4歳 児の前半は保育園でもお昼寝があります。ですから併用利用の場合は午前中 の利用になります。午後の利用は無理になります。4歳児の半ばから5歳児 は午後の利用を希望してきます。午前の利用はほとんど希望しません。年齢 的なものと保育園の活動内容がそれほど充実しているという事だと思います。 先ほど原則としてと言っていただきましたが、そのあたりは幅が広がってそ のまま使えると思いました。保育士が活動する場所と専門職が活動する時間 が重なってきますので、そこらへんを上手く考えていかれると、子どもの利 用がスムーズにいくと思います。

委員:保育園に通っている子で午後利用しているという現状があると思いますが、それは考えていないということですか。

事務局:大変申し訳ありません。午後利用するとなると 4 時くらいまでかかってくると思いますので、そのように対応させてもらいたいと思います。

委員長:原則という言葉は都合のいい言葉ですが、提供時間についてはこれと 決めて、もちろん臨時の対応は当然のことなのですが、もう少し予想される 状況に合わせることは可能でしょうか。

事務局:実はそういう意味も含めて、最後の方で(8ページ)、基本指針の試行期間という期間を設けています。この間に修正を行うということで設けています。とても今回では不可能と思いましてこの項目を入れさせていただきました。ですから、柔軟な体制は出来るかと思います。もう一つ追加で遡及しますが、定員の問題は議論してもらいました。省令基準の中で(一部委員さんにはわかっていただけると思いますが)、児童発達支援の場合は訓練指導と遊戯室と特定されています。一人何㎡と決められています。それから換算しますと、実は当施設は40名以上取れるということになっています。あえて40名としたのは、設計業者からも話がありましたが、療育室3・2・1を同じように仕切っていくと、どんなに広くても一つの部屋は10名が定員といわれています。というと4つあれば40人という考え方が出来ます。突き詰めていくと、療育4とか5とかも上手に使いますと60名くらいまでいきます。しかし、そ

れでは職員に倒れてもらう事にもなりかねませんのでこれはいいません。事務局の中ではこのことは確認しておりますが、あえて先ほど 40 名と説明をさせてもらい、30 名に設定させてもらったことを参考として付け加えさせていただきます。

- 委員:利用人数について、先ほどから30名と言われていますが、私にはよくわからないところがあります。私が通所を始めた頃は、療育センターか保育園かを選ばなければなりませんでした。ですから療育センターに通所する子はここだけということでした。併用利用している人達があなたはこの日ですよと通所する日を決めていくことになるのかと思いますが、そこに単独通所の子どもが毎日来てもいいとなると、少ないと思っていた日でも蓋を開けたら多いということが発生してくるのではないでしょうか。そこらあたりはどう調節していかれるのでしょうか。単独利用は何名、併用利用は何名とかあるのでしょうか。
- 事務局:現状ですと定員が20名ですが、この定員以上になる事はほとんどありません。遠足の時に1名オーバーしていまい、キャンセル待ちをしてもらったことがあります。県に確認をしましたところ、やはり定員を超えては預かれないということでした。児童発達支援事業では1回いくらという費用が発生しますので、定員を40名50名と増やしていきますと、1回あたりの費用が上下してきますので、そのあたりのバランスが難しいところです。本当はギリギリくらいでいきたいという思いはあります。余裕をもった定員に設定すると運営が難しくなってくるということです。定員をオーバーするという事であれば定員を増やすということが基本だと思います。
- 委員:母子通園が基本と言われたのですが、私の望みかもしれないのですが、ここにしか通所していない子に関しては、例えば3歳児までは母子で通所する、4歳児は母子通園、5歳児は週1で母子分離をする、就学前の6歳児はもう少し増やしていき、慣らしていけたらいいと思います。しかし、それをするともっと来る人が多くなるのではないかと思います。母子通所ですと親の事情で来られない人もいるかと思いますが、これが子どもだけでもよいとなると絶対に通所させる人が増えると思います。私は、基本的には母子関係はきちんと作っていかなければならないと思っていますが、ここにしか通っていない子に関してはきちんとしたものが欲しいと思います。今、通所していないからと言って同じようにはいかないと思います。もっと増えると思います。そのあたりを考えていただきたい。
- 事務局: スムーズに小学校(幼稚園、保育園)へいくということは大事な事だと思います。どうしたらいいのかということはプログラムで考えていかなければならないと思っています。大事な事だということは理解させていただいてい

ますので、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思います。

- 委員:私の中で整理仕切れてはいないのですが、部屋とか色々関係してくると 思ったものですから・・。
- 委員長:○○委員が言われるように、確かに施設とも関連がありますが、今後の課題とさせて欲しいということですから、ガイドラインの見直しも含めて、施設の運営が始まりましたら、実態に鑑みて順次いい方向に改めていっていただきたいと思います。
- 委員:2ページの一番上の安全確保について、「開館日において、大雨・洪水・ 暴風警報が発令した場合は、各事業は直ちに休止するものとする。」とありま すが、ここに、地震・津波を付け加えていただきたい。地震について、松阪市 内では震度5弱、津波については三重県南部で伊勢湾及び三河湾におし寄せる 場合、ということが松阪の防災の第一次配備体制になっております。
- 委員長:当施設は災害時の避難場所にも想定されています。事業を提供するということとは違う話になりますが、○○委員が言われました事は当然の事だと思います。追加をお願いします。
- 委員:運営の基本指針ということなんですが、療育に当てはまらない職種を採用される場合があると思いますが、これとは別にもう少し詳しいもの(この人にはこういうことをしてもらいます等)を作る予定はありますか。もし作らないのであれば、そういう事を一言ずつでもいいですから付け加えておくほうが、後々揉めなくていいのではないかと思います。例えば、心理ですと(心理は書いてないのですが)、書いてないのでじゃあ何をすればいいのという事にもなりかねませんし、逆に何でもさせられるのかと言うとそれは嫌ですというような揉め事の元にもなると思います。ここに入れるか或いは運用に職種ごとにどうするのか入れるほうがいいのではないかと思いました。
- 委員長:○○委員が言われた事はここにはなくて、どこか盛り込む所はあるのですよね。
- 事務局:○○委員が言わんとされることはよく理解しているつもりです。実は基本指針が策定される以前に、そのあたりの問題が見え隠れしていた事は確認させてもらっています。ただ、何もかも載せてしまうと重くなってしまうと思います。例えば、職務上に関することではないのですが、職員としての取り組みのあり方としてもう少し整理した上で提示していくのがベターなのかと思っているところです。基本計画の中でも職員に関する配置は具体的に提示しております。これも具体的なものが提示されていないということはありますが、そこまで求めるものではないとの見解が事務局の中でも当初ありました。答えとしては、これとは別に、職員として或いはサービス提供上の具体性について提示をする機会を設けたいと思っています。基本指針にはあえて載せないとい

うことでご理解をお願いします。ただ、どんな形で載せるかということは、各委員のご意見や現場を支える専門機関のご意見も聞きたいと思いますので、情報提供のほうよろしくお願い致します。

委員:子ども・子育て支援法が27年から始まるということで、この支援法と新しくできる療育センターとの関係を知りたいと思っていましたが、○○委員から沢山出された意見の中に入っていましたのでわかりました。それとは別に、医療機関及び専門機関との連携をするものとざっくりと書かれているのですが、これをもう少し具体的に何とか文言を書く事はできないのでしょうか(例えば年に1回健診をするとか)。保育園との関係も書いてあるのですが、さらっと書いてあると、何処までどんな事が出来るのかということがわかりません。もう少し具体的にはならないのでしょうか。

事務局:前段の新法に関しましては、保育園等訪問支援の中で保育士さんの研修等のあり方とか、相談支援の中で同じように地域の保育士さん等との研修のあり方とか、確かにリンクするところであります。現行におきましても、保育園・幼稚園・認定保育園等と、一般的な子育ての分野から障がい児支援をもう少し頑張っていこうという動きがあるということも事実です。特に各保育園における相談支援(保護者等への相談支援)については専門的な機関が後方支援ということではなく、協働しながら支えていくというスタイルが求められていると思います。特に相談支援と連動させるような動きにつきましては考えていきたいと思っています。

事務局:医療機関と専門機関という短い言葉の中に、多くの事が含まれている つもりでおります。具体的にここに書くのではなくて、嘱託医師を置くという ことは基準に定められておりますので書いています。他の医療機関(小児科と か)については、必要であれば他の診療科目の医師と連携していかなければな らないと思います。さらに輪を広げていくと○○委員や○○委員がいる施設や 県の医療センターと連携していくことになろうかと思います。場合によって、 第 3 次救急体制である○○病院とか○○病院とかと連携をとるということに なります。連携をどう取るかということの具体的なことは書けないというか書 きようがないというのが正解だと思います。むしろ、地元の医療機関、医師会、 歯科医師会との繋がりを療育センターが持っていますので、それをさらに大事 にして、歯科検診とかを事業の中でしっかりと明示していけばいいのではない かと思います。保健医療に関する具体的な事業展開はおそらく開館直前に色々 決まってくると思います。そこを通じて毎年の事業見直しの中で良くしていく のだろうと思っています。ただ、今の段階で言える事は、嘱託医師は非常勤職 員という形ですから、例えば児童発達関係の医師は月何回、何日の昼からは必 ず滞在しますとか、小児整形医師は月何回滞在して指導・保育の相談、場合に

よっては補装具の相談に乗りますとかいう話になるのか、そのへんはこれから の話だと思っています。

委員:確かに新しい制度が27年から出来るわけですが、子ども子育て会議におきまして、健康ほけん部ですとか教育委員会ですとかと当然連携を取っていくわけですが、その中でも発達障がいの事業は計画の中にも盛り込んでありますので、そこらあたりはやっていきたいと思っていますが、計画を策定している段階ということでよろしくお願いしたいと思います。

委員長:私から一点質問をさせてください。最後のページに、「第三者評価委員会に意見を求めるものとする」とありますが、これは基本計画を作る際に出てきた意見を盛り込んでいただいていると思いますが、何か具体的に考えがあるのか、或いはこれから検討するのか教えていただきたい。

事務局:この第三者評価委員会という構想は、基本計画の段階から指摘されて、 必要だということで提示されていると理解しています。実は、今の障害者総合 支援法に基づく各サービス者については、この評価委員会を必ず付けようかと いう話だったと思っています。それがないと指定を受けられないということで す。児童発達支援関係も、確か苦情処理関係を通じての評価があったと思いま す。是非付けるべきものという考え方(いうならば義務的なもの)と理解してい ただきたい。どのような形でということですが、そんなに多くない委員で評価 していただく形となります。今日審議していただいているガイドライン、基本 指針、及び後々作られるであろう職員体制・業務体制のガイドライン的なもの を示す事になりますので、それが評価の基準になるのではなかろうかと考えて いるところです。ですから、ご審議いただいた内容がそっくりそのまま評価の 基準になって最後の項目にあります事業自己評価の部分を自主的に評価して もらったものを踏まえながら、全体の評価をしていただく組織になろうかとみ ています。ある意味では軌道修正が出来る部分というのはここにあるのではな いかと思いますが、責任が重い部分ではあります。これは、具体的には決まっ ておりません。これから1年間かけてそろそろ出したいなと考えています。こ れからいろいろ考えていきたいと思います。

委員長:他にないようでしたら、ガイドラインの審議はここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

(3) 施設視察について

≪事務局より概要説明≫

第2回 視察 (案)

視察日: 平成 26 年 12 月 18 日(木)

視察先:東大阪市療育センター及び門真市立児童発達支援センター

締め切り:今月末

4. その他

≪事務局から説明≫

(1) 次回検討委員会の日程について

日時: 平成27年 1月22日(木)13時30分~15時30分(予定)

場所:松阪市役所 5階 右側第1第2会議室